

## 直轄漁場整備事業における工事等事故の情報処理について

### 第1 趣旨

近年、建設工事現場において労働災害・公衆災害等が多発している状況に鑑み、工事等事故の適切かつ迅速な情報の把握と再発防止を図る観点から、直轄漁場整備事業に係る工事等事故（工事のほか、調査・測量・設計等の業務履行中に発生した各種事故も含む。）発生時の情報処理及び報告書の作成等について定めるものである。

### 第2 事故発生時の情報処理等について

#### (1) 工事等事故発生時の速報について

- ①直轄漁場整備事業に係る請負工事等において、工事等事故が発生した場合、監督職員は、請負者から報告のあったときは、上席水産土木専門官及び整備課長に速やかに報告するものとする。
- ②整備課長（やむを得ない場合には、上席土木専門官）は、工事等事故の報告があったときは、漁政課長及び漁港漁場整備部長に速やかに報告するものとする。
- ③漁港漁場整備部長（やむを得ない場合には、整備課長）は、工事等事故の報告があったときは、速やかに水産庁長官に報告するものとする。
- ④速報の作成については、別に定める様式によるものとする。
- ⑤速報は、事故発生の知り得た時点の第1報（初報）から様式の記入事項が全て記載された時点の終報までを報告するものとし、終報には必要に応じ、診断書、労働者死傷病報告書（労働基準監督署へ提出した写し）、位置図及び事故状況が解るポンチ絵等を添付するものとする。なお、診断書については提出が遅れてもかまわないものとする。
- ⑥土曜日、日曜日、祝祭日及び夜間（以下「休日等」という。）に工事等事故が発生した場合の速報については、休日等の翌日（勤務日）までに行うものとする。

ただし、死亡事故、社会的問題事故については、速やかに報告するものとする。また、事前に、緊急連絡フローを作成しておくものとする。

#### (2) 事故報告書の提出について

- ①重大な事故については、事故報告書を作成するものとする。

重大な事故とは、次に掲げる工事等事故をいう。

- ア) 労働災害（休業4日以上）
- イ) 死傷及び物損公衆災害（休業4日以上もしくはこれに相当する死傷公衆災害、損害によって死傷に至る可能性が高かった事故及び地域、環境等へ重大な影響を及ぼした物損公衆災害）
- ウ) 第三者加害事故（休業4日以上、もらい事故）

なお、詳細な分類と定義は別紙1によるものとする。

- ②監督職員は、①に該当する工事等事故の場合、請負者に対し、事故報告書の作成を

速やかに指示するものとする。

請負者の事故報告書については、別に定める様式によるものとする。

③監督職員は、請負者から事故報告書の提出があったときは、速やかに発注者の事故報告書を作成し、上席水産土木専門官及び整備課長に提出するものとする。

発注者の事故報告書は別に定める様式によるものとする。

④整備課長（やむを得ない場合には、上席土木専門官）は、監督職員から事故報告書の提出があったときは、速やかに漁政課長及び漁港漁場整備部長に提出するものとする。

⑤一方、現地調査会（「直轄漁場整備事業における工事の安全対策に関する委員会等の措置について（水産庁漁港漁場整備部長決裁）（平成19年12月26日）」第2

④に規定された現地調査会）は、重大な事故が発生した場合、現地調査会事故報告書（「直轄漁場整備事業における工事の安全対策に関する委員会等の措置について（水産庁漁港漁場整備部長決裁）（平成19年12月26日）」第2 ④に規定された現地調査会事故報告書）を水産庁の事故調査委員会に提出するものとする。

現地調査会事故報告書については、別に定める様式によるものとする。

⑥漁港漁場整備部長は、事故調査委員会において、上記④で提出された事故報告書及び上記⑤で事故調査委員会に提出された現地調査会事故報告書を踏まえ、事故調査委員会事故調査報告書（「直轄漁場整備事業における工事等の安全対策に関する委員会等の措置について（水産庁漁港漁場整備部長決裁）（平成19年12月26日）」第2 ③に規定された事故調査委員会事故報告書）を作成するものとする。

事故調査委員会事故報告書については、別に定める様式によるものとする。

⑦漁港漁場整備部長は、事故調査委員会報告書を水産庁長官に提出するものとする。

### 第3 請負業者等の連絡体制について

（1）監督職員は、工事現場等における緊急時の連絡体制の確立を周知徹底するものとする。

（2）監督職員は、休日における事故発生時の連絡体制の確立を図るよう請負業者等に対し指導するものとする。

### 第4 その他

（1）マスコミ等外部への対応は、整備課長（やむを得ない場合には、上席水産土木専門官）が行うものとする。

（2）工事等事故の情報処理は、別紙2 工事等事故の情報処理フローを参考とすること。

### 附則

この要領は、平成19年12月26日から施行する。

(別紙1)

事故の分類と定義

事故の分類	事故の定義
労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係者が死亡又は負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>*工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は、機械類を置く等工事のために、柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p>
死傷公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡又は負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上又はそれに相当する負傷をいう。</p>
物損公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に繋がる可能性が高かった事故又は地域、環境等へ重大な影響を及ぼした事故。</p>
もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>

(別紙2) 工事等事故の情報処理フロー

事故の種類 a : 労働災害 b : 死傷公衆災害 c : 物損公衆災害 d : もらい事故	事故速報	① 事故速報	全ての工事等事故で負傷、損害の程度は問わない。 様式あり。
	事故報告書	② 事故報告書【請負業者用】	重大な事故（休業4日以上のア、b、dの事故及びcで死傷の可能性の高い又は地域等の影響が大きい場合。）の場合。 様式あり。
		③ 事故報告書【発注者用】	重大な事故（休業4日以上のア、b、dの事故及びcで死傷の可能性の高い又は地域等の影響が大きい場合。）の場合。 様式あり。
		④ 現地調査会事故報告書 【現地調査会の技術的所見】	重大な事故（休業4日以上のア、b、dの事故及びcで死傷の可能性の高い又は地域等の影響が大きい場合。）の場合。 様式あり。現地調査会としての技術的所見を作成。
		⑤ 事故調査委員会事故報告書 ・その1 (③ベース) ・その2 (④ベース) 【事故調査委員会の技術的所見】	重大な事故（休業4日以上のア、b、dの事故及びcで死傷の可能性の高い又は地域等の影響が大きい場合。）の場合。 様式あり。③及び④を踏まえて作成。（基本的に③に、事故調査委員会としての技術的所見を加えたもの（④を確認修正したもの）を作成。）

